

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」に係る実演・体験による魅力発信事業  
の募集に対する質問への回答

No.	質問	回答
1	開催日はあくまでも予定で、来年2月の土曜日であれば問題ないでしょうか。	差支えありません。
2	開催日を複数日に分け、複数場所での実施でもよろしいでしょうか。	地域文化の実演・体験による歴史文化的価値や魅力をより高めて発信するため、府内の地域文化を一堂に集め、光と音や音楽等の演出を加え、これまでに無い新たな民俗芸能大会となる企画提案であれば、複数日、複数場所でも差支えありません。
3	提案する会場の仮押さえは必要でしょうか。	会場の予約（仮予約）まで必要はありません。
4	弊社が提案する会場の会場費が440万（税込）を下回る場合でも、440万円（税込）を会場費として計上で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	入場料は無料でも宜しいでしょうか。	地域文化の実演・体験による歴史文化的価値や魅力をより高めて発信するため、府内の地域文化を一堂に集め、光と音や音楽等の演出を加え、これまでに無い新たな民俗芸能大会となるような有料での企画提案をお願いします。
6	「その他グッズ販売する場合」とは、実演団体のグッズでしょうか。	本事業の目的等を踏まえたグッズ等であれば、時点団体のグッズに限らず、オリジナルグッズ等の作成・販売は可能であるが、連絡協議会と協議の上、決定することになります。
7	「当事業に関連する事業についても、提案すること」とありますが、予算内でできる事業でしょうか。別途予算でしょうか。	入場料、その他グッズ等販売で得た収入を財源として当事業に関連する事業とは、チケット販売方法の充実や舞台演出の充実など本事業をより充実させる本事業のことであり、別途予算です。なお、当事業に関連する事業に係る経費は、価格提案書（金額上限24,734千円（税込））に含めず、企画提案書に記載してください。
8	実演団体は、基本ステージでの実演という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	ステージでの実演団体数と当日来場の参加者に体験いただく実演団体数が決まっていれば教えてください。	ステージでの実演団体数は、3 - 6団体を想定しています。当日来場の参加者への体験については、自由に企画提案をお願いします。
10	実演団体の出演費はいくらで計上すれば宜しいでしょうか。計上無しでしょうか。	出演費については、企画提案時は3 - 6団体を想定して計上をお願いします。

11	実演する一般参加者への謝礼は必要でしょうか。	実演する一般参加者への謝礼は必要はありません。
12	オンラインでの配信は必須でしょうか。	オンライン配信は必須ではありません。
13	告知の対象エリアは京都府内で宜しいでしょうか。	京都府内に留まらず、関西または全国から集客できる企画提案をお願いします。
14	<p>募集要綱</p> <p>1) 3ページ目、項目 5. 募集書類の(2) 企画提案書の書式について</p> <p>用紙はA4判とあるが、書類の向きは縦/横 いずれでも大丈夫でしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
15	<p>募集要綱</p> <p>3ページ目、項目 5. 募集書類の(3) 提出された応募書類の取扱いについて</p> <p>ウ・『提出された書類は返却しない』が、 エ・『企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する』と記載がある為、最終的に受託者に選択されなかった場合でも、企画提案書にて提案した固有のアイデアが、別事業者による本事業の実施において、盗用される事は無い、との理解で良いでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
16	<p>募集要綱</p> <p>3) 4ページ目、項目 8. 契約手続について</p> <p>契約及び仕様の詳細については別途協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
17	<p>募集要綱</p> <p>4) 5ページ目、別記 1 提出書類一覧の中の、類似業務実績状況報告書について</p> <p>本事業と類似した業務の実績を明記する事になっているが、例えば類似行政事業において、契約した元請けではなく、運營業務を下請けにて実施した事業でも記載が可能でしょうか。</p>	元請けとして実施した事業のみ記載をお願いします。

18	<p>仕様書 1) 1 ページ目、項目4. 実施内容 (1) 入場料について</p> <p>『入場料等に関しては、受託者の収入とするが、その収入を財源に当事業に関連する事業を実施すること。』と記載がありますが、つまり、本業の企画において、例えば収入 (例: @5,000円×400人) 200万円を見込む場合は、別途提出する価格提案書に (上限金額 24,734千円) から200万円以下の金額で有れば、計上できるし、失格にもならない、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>価格提案書 (金額上限24,734千円 (税込) ) とは別に、企画提案書に収入200万円 (@5,000円×400人) と200万円以下の当事業に関連する事業の内容と経費を記載して企画提案していただくこととなります。</p>
19	<p>仕様書 2) 1 ページ目、項目4. 実施内容 (1) 入場料について</p> <p>入場料をもとに実施する業務と、委託費で実施する業務において、事業の区分け等がもし有れば、例等を含めてご指示いただけますか。</p>	<p>事業の区分け等は特にありません。</p>
20	<p>仕様書 3) 2 ページ目、項目 5. 実施内容 (1) 全体企画について</p> <p>『充分な集客』を業務として求められているが、集客目標 (配信を希望の場合は配信視聴者数) に具体的な目標設定はありますか。</p>	<p>具体的な数値目標はありません。</p>
21	<p>仕様書 4) 2 ページ目、項目 5. 実施内容 (2) 実演場所の選定・確保について</p> <p>『当該場所の管理者と実演に関する使用等の許可を得るための調整を行い、実演場所を確保する』と記載がありますが、企画提案の段階では、実際に会場使用の確保 (予約) まで行う必要がありますか。</p> <p>企画書上では、十分に使用できる実現性を示す程度でも良いですか。</p>	<p>会場の予約 (仮予約) まで必要はありません。ただし、利用可能であるか、空き状況などを確認し、実現性のある企画提案をお願いします。</p>

22	<p>仕様書</p> <p>5) 2ページ目、項目5. 実施内容 (3) 実演団体との演出調整について</p> <p>『実演・体験に適した地域文化を連絡協議会が3～6程度選定するので』とあるので、仕様書の同箇所に記載のある(福知山音頭と踊…等の)芸能の種類や実演団体を特に提案したり、現段階で個別に出演許可等の交渉を行う必要はないとの理解でよいですか。</p> <p>もしくは評価の上で実現性の高さを示す為に、具体的な芸能の選定を行い出演交渉等も行う必要がありますか。</p>	<p>企画提案時は、出演交渉は不要であり、団体への連絡は行わないようにしてください。</p>
23	<p>仕様書</p> <p>6) 2ページ目、項目5. 実施内容 (3) 実演団体との演出調整について</p> <p>『実演団体想定例』には、伝統芸能(能・狂言・・等)と民俗芸能(福知山音頭と踊・・等)2種類の芸能が示されていますが、本事業の趣旨としては、1つのイベントにおいて伝統芸能も民俗芸能も両方を、実演・体験する事が求められると考えて良いですか?もしくは、伝統芸能か民俗芸能のいずれかの実演・体験でも良いでしょうか。</p>	<p>伝統芸能や民俗芸能などの府内の地域文化から3～6団体選定する予定であり、現時点では、どちらかだけとは想定にありません。</p>
24	<p>仕様書</p> <p>7) 3ページ目、項目5. 実施内容 (4) 一般参加の応募・練習・調整について</p> <p>『実演に向けた練習ができる様に調整を行う』とあるが、民俗芸能の出演団体の練習に係る(会場費用等)を本事業の見積に含める必要がありますか。</p>	<p>参加者の練習に係る会場費用等については、出演団体が普段使用している会場以外での練習など、企画提案内容に応じて見積に含めてください。</p>
25	<p>仕様書</p> <p>8) 3ページ目、項目5. 実施内容 (5) 広報・当日運営について</p> <p>集客面を踏まえた際の広報を考える際、ターゲット設定として重視する層が、主催者側に具体的にございますか。</p>	<p>ターゲット等は特にありませんが、京都府内に留まらず、関西または全国から集客できる企画提案をお願いします。</p> <p>なお、実演団体とともに、舞台に出演する一般参加者については、地域文化の担い手につながることを期待しているので、府内、関西在住者が望ましいと考えます。</p>

26	<p>仕様書 9) 3 ページ目、項目 5. 実施内容 (5) 広報・当日運営について 『なお、当日の準備、設営、進行、オンライン配信(実施の場合)、撤収等運営管理一切を行うこと。』等の記載があるが、主催者として公演の様子をオンライン配信する事を希望している訳ではない、との理解で良いですか。 もし、希望されている場合は、具体的な配信メディアを想定されていたり、京都府として活用/ご用意いただける配信メディア等はありますか。</p>	<p>オンライン配信は必要ではありません。</p>
27	<p>仕様書 3 ページ目、項目 5. 実施内容 (6) 記録・撮影について 本事業と時期が並行して、別途 記録作成の事業(民俗芸能等の撮影・映像化)が公示されているが、業務内容は全く別事業であり、本事業と重複しないとの理解で正しいでしょうか。 本事業実施におけるイベント当日の記録は本事業で行い、上記記録撮影事業は、イベントの準備・当日の記録は行わないものとの理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
28	<p>仕様書 3 ページ目、項目 7. (1) 成果物の所有権、著作権について 本事業で生じる成果物にかかる権利について、当社または第三者の権利がある場合、当該権利は当社または第三者に留保される、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>7 その他 (1) に記載のとおり、 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとします。</p>